

新通報システムの展望

119番通報の新たな展開と消防機関の役割

東京消防庁指導課長

小林 恭一

1 はじめに

「火災通報は119番をダイヤルして……」というスタイルが定着してから、もう62年になる。

この慣れ親しんだ119番通報の世界に「自動通報システム」「新通報システム」「非常通報」「直接通報」「非常通報」「即時通報」「緊急通報」などという言葉が次々に登場してきたのは、3年ほど前からだろうか。

個別に見れば、かなり以前から検討され

てきたものもあるし、一部では昔から採用されていた方式もあるが、これらがここに来て一気に実現されるようになってきた背景には、技術的、経済的、社会的にそれらの必然性があるからであろう。

本稿では、これらの119番通報の新たなシステムを総称して「新通報システム」と呼び、その意義と在り方について考察してみることにしたい。

2 新通報システムの現状

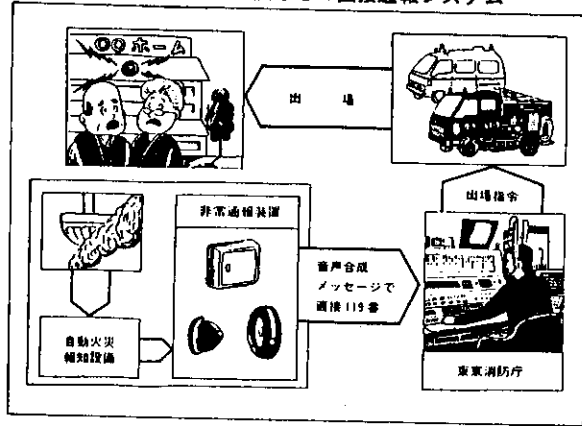
火災が発生したときには、消防機関への

通報は早ければ早いほどよい。したがって、自動火災報知設備(以下、「自火報」といふ)が作動したときは、自動的に消防機関に通報するようにしておくか、そうでない場合でも、火災であるかどうか現場に行つて確認をする前に通報することが、火災の被害を最小限に抑えることからすれば、本来の在り方であろう。

ところが、日本では、近年までそうした通報システムを(少なくとも積極的には)採用してこなかった。

これは、自火報の信頼性が「イマイチ」

図2 病院・社会福祉施設などの直接通報システム



① 自火報に一定の非火災報対策を施す。
 現在東京消防庁で採用している直接通報システムは、以下のようなシステムである(図2参照)。
 (ア) システムの概要
 (イ) 病院・社会福祉施設等に対する直接通報

火に失敗したら、火煙の出火室への閉じ込め、出火区画からの自力避難困難者の搬出(水平避難)、防火戸の閉鎖、ベランダの利用などを優先的に行い、ひとまず安全なエリアに助け出した自力避難困難者を2階以上の階から安全な地上に降ろすこと(垂直避難)は後回しにして、実際には垂直避難は消防隊にゆだねるといふものであり、このような戦略を積極的に選択しやすくすることが、直接通報の大きな効果なのである。
 もう一つは、119番等の通報や連絡に要する時間を大幅に短縮できることである。火災を確認した後、実際に119番をダイヤルしてから必要事項を通報して受話器を置くまでには1分程度は必要である。
 もし、その後、近くの職員宿舎や園長宅に電話して応援を要請しなければならぬのなら、貴重な数分間がさらに費やされてしまう。
 直接通報システムを導入すると、この時間を通報ボタンを押す数分の1秒に短縮でき、節約した時間は自力で避難できない人々を出火区画の外やベランダ等に搬送するのに使えるため、夜間の人員体制を強化し

表1 直接通報システムの設置状況について(平成元年3月末現在)

1 社会福祉施設及び病院における直接通報の設置率

施設別	社会福祉施設	病院	計
施設数			
直接通報該当施設総数	450	1600	2050
直接通報設置済施設数	287	48	335
直接通報の設置率	63.8%	3.0%	16.3%

2 社会福祉施設のうち、特別養護老人ホーム及び老人福祉施設における直接通報の設置率

施設別	特別養護老人ホーム	老人福祉施設
施設数		
直接通報該当施設総数	113	161
直接通報設置済施設数	108	144
直接通報の設置率	95.6%	89.4%

たのと同様の効果があるのである。この「通報時間の短縮」という効果は、旅館・ホテル等を主たる対象として普及を図っている「非常通報システム」についても同様である。実は、直接通報に用いられる装置と非常通報に用いられる装置とはまったく同じものであり、ただその装置を自火報と接続するかどうかの違いしかないから

である。

(ウ) 直接通報の実績

1989年3月末日現在、東京消防庁で直接通報システムの導入を承認した件数は、社会福祉施設287件、病院48件、計335件であり、その承認状況は表1のとおりである。特別養護老人ホームについては、制度実施後1年8か月という期間の割に急速に普及している。
 一方、病院についてはまだまだであり、今後、このシステムのPRに努めて普及の促進を図らなければならないと考えられる。

② 直接通報の装置を設置し(社会福祉施設には東京都の福祉部局から補助金が出る)、自火報と119番の指令台を通信回線で結ぶ。
 ③ 東京消防庁の承認番号を受ける。
 ④ 自火報が作動すると自動的に119番がダイヤルされ、あらかじめ記憶されていた「自動火災報知設備が作動しました。○○区○○丁目○番地福祉施設○○○号(東京消防庁への承認番号)など」というメッセージが音声で通報される。
 ⑤ これを受けた東京消防庁では、とりあえず救急車1台を含む4台の消防車両を出場させる。
 ⑥ 一方、施設側では、自火報作動後すぐ現場確認に行き、もし本当に火災であれば、通報ボタンを押す。すると、メッセージが「火事です。火事です。○○区○○……」と切り替わって再び自動的に119番通報される。
 ⑦ これを受けた東京消防庁では、今度は10~15台の消防車両を出場させる。
 ⑧ 119番通報が終わると、引き続き、あらかじめ設定した第2順位以下の通報

先(近くの職員宿舎や園長宅など)に順次、同様のメッセージが連絡される。
 (イ) 直接通報の効果

社会福祉施設や病院で火災が発生し、万一初期消火に失敗した場合には、重体患者や寝たきりで身動きできないお年寄りなど、自力で避難することが難しい人々が多数いるため、避難誘導等が極めて困難である。この種の施設に直接通報を導入すると、二つの大きな効果がある。
 一つは、通報が確実に、しかも速やかに行われるようになり、自火報が作動してから(119番をしてからではない)ほんの数分もすれば、消防の先発隊が到着することが期待できるようになったことである。このことを前提として考えるのであれば、数人の職員で数十人の寝たきりのお年寄りを避難させなければならないような事態に對しても、一定の方法論がみえてくる。

「消防隊が到着するまでの数分間(火災初期の数分間がいかに大きな意味をもつかはご承知のとおりである)をいかにしてしのげば、被害が最小限になるか」という命題を解けばよくなるからである。
 その一つの解は、この種の施設で初期消

「初期消火に失敗して燃え広がり、まさに直接通報システムを採用していたがために事なきを得た」という、絵に描いたような奏功例は、幸いにも今のところない。

図3は、非火災報の主な原因別の件数であり、調理等の煙、湯気・蒸気、点検中、工事中等、今後施設側や工事業者等が注意していけば減少させることができると思われるもの（*のついているもの）が211件（54・4%）を占めている。

非火災報の発生率は、直接通報の承認施設数の累計が毎月増加しているため、正確に求めるのは難しいが、今のところ「1施設承認すると非火災報による通報が年間1・18回ある（図4参照）」という程度であり、覚悟していた範囲内に納まっている、といえそうである。

また、図5は、感知器が作動した275件の時間帯別非火災報発生件数である。これを見ると、就寝時間帯（22時～6時）は34件（12・3%）で、時間当たりの非火災報発生率は、昼間の3分の1程度であることがわかる。

注目すべきなのは、図6である。非火災報による通報のあったのは、全332施設

図4 100施設あたりにおける3ヶ月単位の年間通報件数の推移(火災5件を除く)

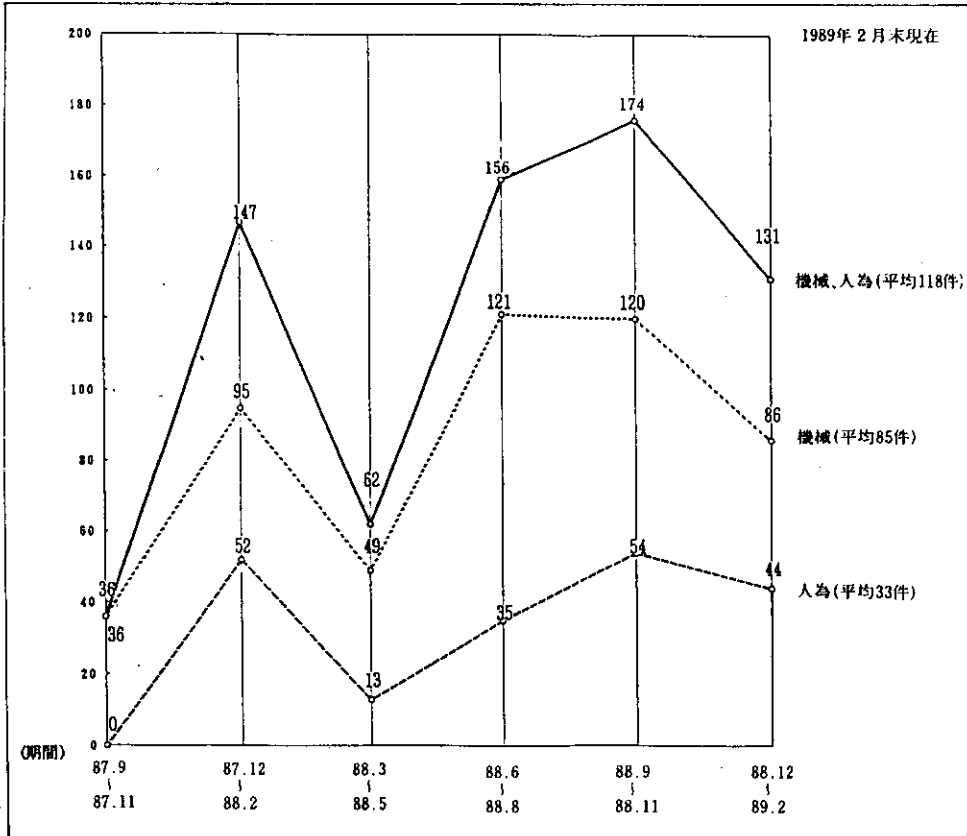


表2 直接通報による通報状況

(1987年9月～1989年2月)

直接通報による通報件数(A)	393件
うち火災件数 (B)	5件
B/A	1.3%
火災類似の件数 (C)	5件
(B+C)/A	2.5%

表2は、直接通報による通報状況を示したものである。第1号が設置された1987年9月から1年半の間に393件の通報があり、そのうち火災が5件（真火災率1・3%）、統計上「火災」にはならないが、空焚き等そのまま放置すれば火災になるものがあつたもの5件を含めると10件（2・5%）である。

図3 非火災報発生 の主な原因別件数(火災5件を除く) 1989年2月末現在

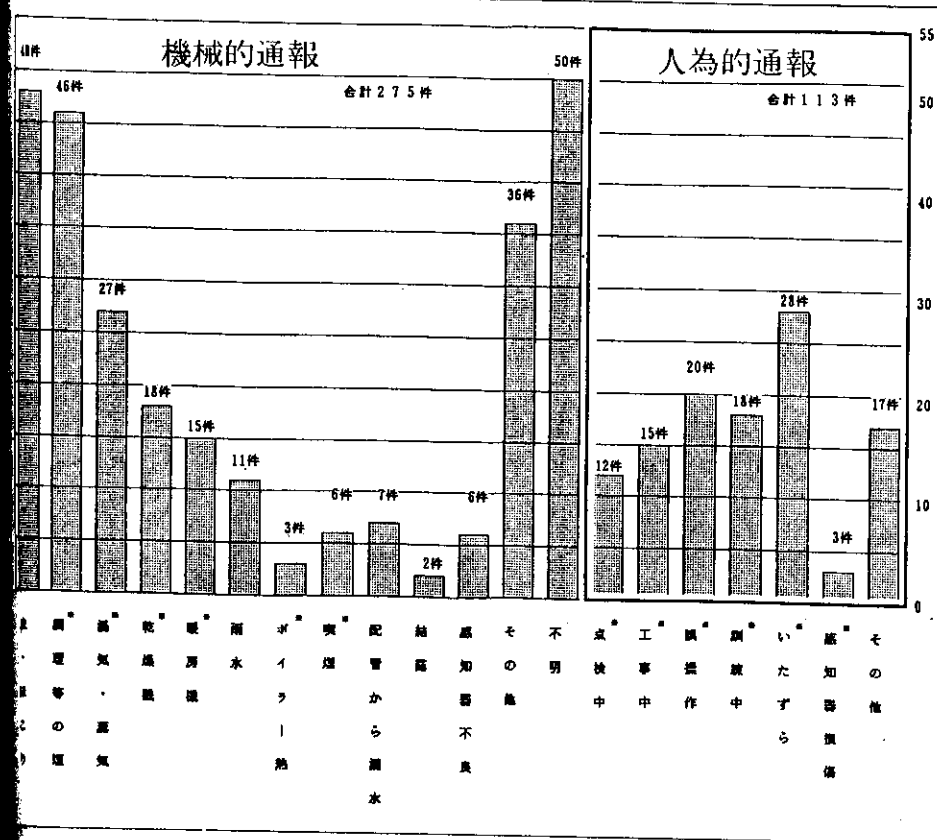


図5 感知器等の作動による時間帯別の非火災報発生
1989年2月末現在

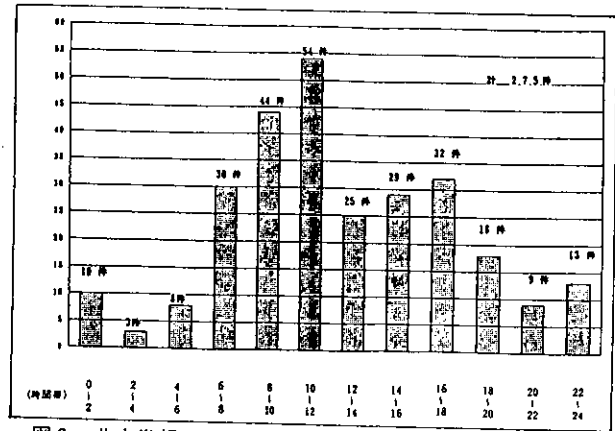
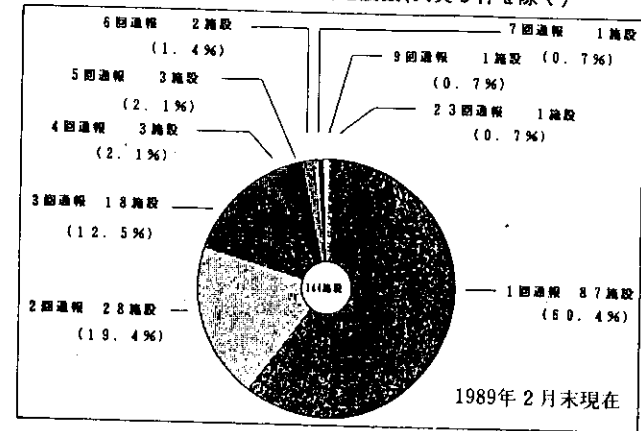


図6 非火災報の通報回数別施設数(火災5件を除く)



のうち、今のところ144施設(43.4%)であり、その内87施設(60.4%)については1回通報があっただけであるが、4回以上通報があった施設が11あり、最も多いのは23回にも及んでいる。
現在、東京消防庁では、直接通報で出場すると、それが非火災報によるものであれ

ば、必ずその原因を追及して、その改善を指示し、同じ施設から再び同じ原因で非火災報が発生しないようにするとともに、そのデータを蓄積して非火災報対策の一層の向上を図る方針で臨んでいるので、このように何度も同じ施設から非火災報が発生す

るのは極めて遺憾である。
このような施設については、現在、個別にリストアップして改善指導を行っているところであるが、イオン化式の煙感知器の個数が異常に多いとか、古い感知器が多いのに充分に点検を行っていないというような傾向があるものもあり、この種の特異な施設については、これまでの非火災報対策に加えて、個々の特性に応じた特別の対策を講じていく必要があるようである。
(ア) 意義と背景
人件費の高騰や労働意識の変化等を反映して、夜間や休日に当直を置かず、無人となってしまう「無人防火対象物」が急速に増加している。
この種の対象物で火災が発生した場合に、早期発見、初期消火、という自衛消防の基本対応が行われないため、防火安全上の問題が多い。
消防法の趣旨からすれば、本来、夜間や休日であっても、管理について権限を有する者の責任において一定の防火管理が必要であるが、
① 休日・夜間の無人化傾向は、経済的

社会的に大きな流れとなっており、防火安全の論理だけでこの傾向に歯止めをかけるのは難しいこと

② 少なくとも当該対象物には人命危険がないこと

③ 有人時に比べて出火危険が少ないことなどの理由から、

① 一定の非火災報対策を講じること
② 消防隊到着後20分以内に、当該対象物を閉錠できるような措置すること

等の一定の条件を満たした無人防火対象物については、福祉施設等と同様、東京消防庁への直接通報を認め、初期消火が行われなかった場合の、当該対象物自体の延焼や隣棟への延焼危険等のこの種の対象物の防火安全上の問題点を、いわば消防サービスの一環として解決することとしたのである。

この種の対象物のなかには、警備業者等が、自火報の作動を通信回線等を使って遠隔監視しているものも多いのであるが、警備業者等が遠隔監視により自火報の作動を知った場合、これまで東京消防庁では、警備員等がまず現場に行き、火災であることを確認してから通報することを原則としてきた。

今回、無人防火対象物に対して直接通報を承認することに伴い、警備業者等が自火報の遠隔監視を行っている場合についても、

① 非火災報対策、② 消防隊到着後20分以内の開錠等の、直接通報と同様の条件に加えて、③ 遠隔監視業務を受託している警備業者等が、防火管理業務が適切に行えるための一定の条件を満たしているものと

して東京消防庁に登録されていること、という条件を満たされれば、現場確認前の通報(即時通報)を認めることとしたのである。

(イ) 実績

本年7月末日現在、直接通報の承認件数は21件であるが、即時通報については、警備業者等の足並みが揃わない等の理由から、実質的な運用開始が本年1月26日以降になったこともあり、登録業者は7件、承認については「ただ今準備中」という段階である。

登録を終えた業者や準備中の業者をみると、やはり警備業者が多いが、消防用設備等のメンテナンスの一環として即時通報に

産管理の一環としたいとする不動産管理業者なども含まれており、この分野が多様なアプローチの対象となってきたことを窺わせる。

4 新通報システムの将来の方向

(1) 直接通報の対象範囲の拡大

すべての自火報と消防機関とを通信回線で直結する、という考えは、防火安全の観点だけからみると理想的なものかもしれないが、現実には非火災報対策のレベルはまだまだとてそこまで達していないし、社会的トータルコストと消防機関の役割の限界等についての議論も煮詰まったものとはなっていない。

したがって、現在直接通報が実施されている福祉施設・病院等、および無人防火対象物において、その奏功例の蓄積、非火災報による消防隊の出場回数、非火災報対策の向上による非火災報率の減少の度合い等を

を確認しながら、一方で、
① 社会のニーズ
② コストパフォーマンスについての分析
③ 受益者負担と公的負担のバランス

